

新型コロナに係る診療報酬上の臨時的な取り扱い

厚生労働省保険局医療課は2月26日、令和3年4月からの診療報酬上での臨時的な取り扱いに関する事務連絡を发出了しました。具体的には下記の通り。

◆ 小児の外来における診療等の取り扱い（令和2年12月15日～令和3年9月診療分）

6歳未満の小児の外来における診療等については、特に手厚い感染症対策を要することを勘案し、令和2年12月15日事務連絡の取り扱い（歯科点数表「A000 初診料」または「A002 再診料」を算定する際、現行要件を満たせば算定できる乳幼児加算（初診：40点、再診：10点）に加えて**55点の加算**）について、令和3年9月診療分までの**継続**になります。（令和2年12月15日の事務連絡の内容は、日歯HP、ニュースレター20号および「日歯広報」令和3年1月1日号に掲載しているのでご参照ください）

◆ 各医療機関における感染症対策に係る評価（令和3年4月～9月診療分）

必要な感染予防策を講じた上で診療を行い、下記の点数を算定する場合、「A002 再診料」注9に規定する明細書発行体制等加算の5倍に相当する点数**5点（歯科外来等感染症対策実施加算）**が算定できます。（ただし、エおよびオについては、ウに該当する点数を併算定しなかった場合に限られます）

(ア) 初診料

(イ) 再診料（注7に規定する電話等による再診を除く）

(ウ) 歯科訪問診療料

(エ) 訪問歯科衛生指導料

(オ) 在宅患者訪問薬剤管理指導料 (カ) 在宅患者緊急時等カンファレンス料

◆ 新型コロナウイルス感染症患者に対する歯科治療の実施（令和3年4月診療分～）

必要な感染予防策を講じた上で実施される新型コロナウイルス感染症患者に対する歯科治療を評価する観点から、同感染症患者に対し、歯科治療の延期が困難で実施した場合には、「歯科外来等感染症対策実施加算」に加えて、歯科点数表の「A000 初診料」注6に規定する歯科診療特別対応加算、注9に規定する歯科外来診療環境体制加算1及び注11に規定する歯科診療特別対応地域支援加算に相当する点数を合算した**298点（新型コロナ歯科治療加算）**が算定できます。

※請求方法なども含めて詳細は、日歯HP→新型コロナウイルス感染症について→診療報酬・電話等診療→診療報酬→新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その35）をご参照ください。

各種通知等は、日歯HP内の「新型コロナウイルス感染症について」（歯科医師のみなさまへ）およびメンバーズルーム（<https://www.jda.or.jp/member/>）に掲載しています。



歯科医師向け



メンバーズルーム

発行責任者：公益社団法人 日本歯科医師会
常務理事 小山茂幸
本ニュースレターに関する問い合わせは、
03-3262-9322（広報課）にご連絡ください